

防災のてびき

自主防災組織って??

大災害が発生した時、警察・消防・市役所などの公的機関は、総力をあげて防災活動に取り組みますが、大きな災害になるほど、同時多発火災・道路寸断など、多種多様な被害により、**関係機関だけの活動は十分にできない**と想定されます。

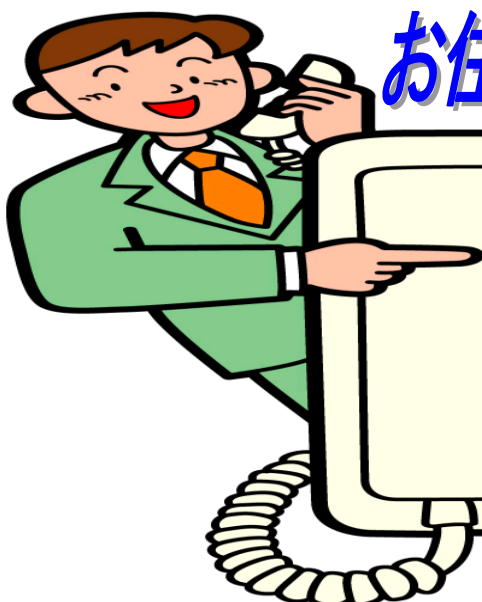
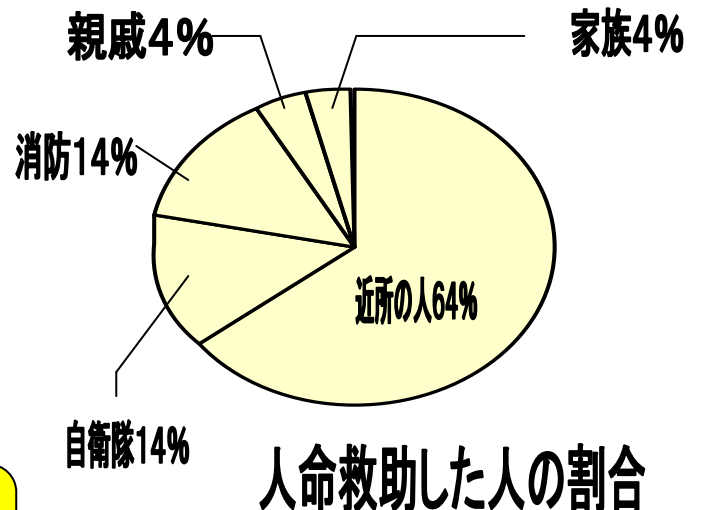
しかし、災害の被害を最小限に止めるのは、**自分ひとり**や**家族だけの力では限界**があり、不安や混乱を招き、危険がともなう恐れがあります。そんなとき、**隣近所の人たちが集まり、お互いに協力**しながら、初期の**防災活動**に取り組むことは**大変重要**であり、**効率的**であり、**大きな力を生み出します**。

災害時はもちろん、日頃から**地域の皆さんと一緒に**な**って防災活動に取り組むための組織**が**自主防災組織**です。

自主防災組織とは、住民一人ひとりが「**自らの命は自ら守る**」そして、「**自らの地域は自ら守る**」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織です。

(出典)

1995年兵庫県南部地震による人的被害(その5)
神戸市東灘区における人命救助活動に関する聞き取り調査宮野道雄(大阪市大)他
1996年日本建築学会大会学術講演梗概集



お住まいの地区にひよっとして……

多摩市は、自治会・管理組合ベースで172組織の自主防災組織が結成されています。市域全体の結成率は、概ね80%を超えます。まず、お住まいの地区に自主防災組織が結成されているか？市役所防災安全課へお問い合わせください。

連絡先：多摩市役所総務部
防災安全課防災担当

電話 042-338-6802(直通)

自主防災組織の役割

地域の協力⇒向こう三軒両隣の精神

平常時の備え

項目	内容	ちょっとしたコツなど												
災害への備え	防災資器材の整備	発電機・簡易トイレ・リヤカー・ブルーシートなど												
	備蓄品の管理	飲料水・食糧など												
被害を軽減するために	地区の危険箇所の把握	ガケ・ブロック塀などの把握												
	避難所と避難経路の確認	避難所はどこ？通学路で大丈夫？												
	防災マップの作成	消火栓の位置・避難所・集会所など記載												
活動	初期消火訓練	防災訓練だけで人集めは大変。夏祭りなどのイベントに盛り込むなどの工夫をすると一石二鳥かも！？ 近隣の組織と連携した合同訓練の実施												
	情報伝達訓練													
	炊き出し訓練													
	避難所運営・設営訓練等													
広報	情報誌の発行	町内会報に防災を載せる手段もあります												
	消防署・市からのお知らせ回覧	年に数回配付されます。また、消防署・市役所には、“使える”パンフレットが置いてあることが多いです。												
	消火器点検の呼び掛け													
各種台帳の作成	<p>台帳は、地域内の情報を整理し、災害時、無駄の無い活動の基礎になります！ せっかく作った台帳は、一定期間での更新作業が必要です。</p> <p>これらの台帳は、プライバシーにかかわる事項を多く含みます。新規作成や更新、保管にあたっては、その情報機密性に十分に留意して取り扱ってください。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>台帳名</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織台帳</td> <td>組織の世帯数・役員の構成・町内の危険箇所</td> </tr> <tr> <td>世帯台帳</td> <td>各世帯の構成・かかりつけ医療・緊急連絡先</td> </tr> <tr> <td>資機材台帳</td> <td>倉庫の場所・備蓄機材一覧</td> </tr> <tr> <td>人材台帳</td> <td>資格・技能を持った人材一覧</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者台帳</td> <td>災害時、助けが必要な方の一覧</td> </tr> </tbody> </table> <p>台帳は一例です。内容は地域の実情に合わせて作成してください。また、プライバシーの保護には十分に留意してください。</p>	台帳名	記載例	自主防災組織台帳	組織の世帯数・役員の構成・町内の危険箇所	世帯台帳	各世帯の構成・かかりつけ医療・緊急連絡先	資機材台帳	倉庫の場所・備蓄機材一覧	人材台帳	資格・技能を持った人材一覧	避難行動要支援者台帳	災害時、助けが必要な方の一覧
		台帳名	記載例											
		自主防災組織台帳	組織の世帯数・役員の構成・町内の危険箇所											
		世帯台帳	各世帯の構成・かかりつけ医療・緊急連絡先											
		資機材台帳	倉庫の場所・備蓄機材一覧											
		人材台帳	資格・技能を持った人材一覧											
		避難行動要支援者台帳	災害時、助けが必要な方の一覧											

災害時の活動



項目	内容
情報収集・伝達	被害情報・要救護者有無などの収集と伝達 防災関係機関との連絡
初期消火活動	消火器・スタンドパイプなどによる初期消火活動
避難誘導活動	一時(いつとき)避難場所の指定 避難所へ安全に誘導 組織内住民の安否確認 避難行動要支援者への支援
救出救助活動	負傷者の救出 負傷者の応急手当 医療機関への連絡 救護所への搬送
避難所運営	避難所の運営・設営 スタンドパイプによる給水 要配慮者・避難行動要支援者への生活支援 食糧の炊き出し 飲料水の確保 救援物資の受取・分配



◎組織の結成に当たって、気をつけておきたいポイント

1. 政治色や宗教色を出さない

当然のことながら、特定の政治色や宗教色を出すと、多くの人の参加は期待できなくなります。自主防災組織は、防災のための組織ですので、そのことを忘れずに。

2. 無理のない活動計画を

自主防災組織は、地域の方々が自主的に一体となって活動するものです。地域全体の合意により活動できるよう、無理のない活動計画を立てましょう。

3. 多くの人が楽しく参加できるように

防災というと、どうしても堅いイメージがあるために、参加を躊躇(ちゅうちょ)してしまう人がいると考えられます。活動を長く続けるためにも、楽しく参加できるような工夫をしましょう。

自主防災組織の結成

自主防災組織を結成するには、次の手順によります。

自主防災組織の単位は、自治会・管理組合を母体とした、100 世帯以上で構成された組織でその構成及び任務が「多摩市自主防災組織用防災用品及び助成金交付要綱」の規定に基づいた構成及び任務基準として整備されているものとします。

ただし、地域的条件により結成が困難な場合で、市長が認めたときはこの限りではありません。

自主防災組織は、自治会・管理組合などの地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、任務等を定めることで成立します。

自治会・管理組合など地域の住民が協議を行い、組織結成に合意



規約、組織、任務等の作成



自主防災組織結成届の提出
(届出先: 多摩市役所総務部防災安全課)

市への提出書類

- 自主防災組織結成届(第1号様式)
- 添付書類
 - ・定款(規約)
 - ・役員名簿
 - ・組織図
 - ・組織区域図
 - ・その他市長が必要と認める書類
- 防災用品交付申請書(第2号様式)



市における自主防災組織の支援

◎ 新たな自主防災組織結成に伴い次の支援を行います。

1 防災用品の交付

○物置 1、のぼり旗 1、ラジオ 1、消火器 20、毛布 1、トランジスタメガホン 1、担架 1、ヘルメット 10、メガホン 3、懐中電灯 5、ロープ 2、のこぎり 2、つるはし 2、バール 2、スコップ 5 の防災用品を助成します。

2 補助金の交付

○新規結成から3年間は、訓練や資器材整備費用として補助金を交付します。
○補助金額は、年間5万円です。

◎ 合同訓練に対する補助を行います。

1 補助金の交付

○複数(2組織以上)の自主防災組織が合同で訓練を行う時にかかる経費を助成します。
○補助金額は、5万円を限度とします。
○訓練の2ヶ月前までに申請をお願いします。

◎ 避難行動要支援者避難支援個別計画策定に対する補助を行います。

1 補助金の交付

○避難行動要支援者避難支援個別計画を策定する事を、市と協定締結を行なった自主防災組織に対して策定時から3年間の限定補助を行ないます。
○補助金額は、年間5万円です。

◎ バス借上げ支援を行います。

○バスを利用した研修及び体験学習を防災活動の一環として、市がバスの借上げを行います。日程・場所・バスの種類は、事前に市が決定します。年間支援は、事前予約制となり、前年度に決定します。
○実施日の前月の5日までに申請をお願いします。

◎ その他の支援

- リーダー研修会の実施—地域防災活動の向上のため、年に3回(6月・11月・1月)、自主防災組織のリーダー向けの研修会を実施します。
- 自主防災組織の訓練支援—各自主防災組織が独自及び合同で訓練を行う際に、必要な物品の支給(炊き出し訓練に使用するアルファ米、クラッカー、飲料水)や、市が所有する煙体験・隔壁板破壊訓練・スタンドパイプ(給水)訓練・図上訓練(避難所HUG・クロスロード)等の住民指導を行います。また、図上訓練(避難所HUG・クロスロード)・防災用品展示・隔壁板資材の貸出も行っています。訓練支援には、防災訓練申込書の提出が必要です。
- 自主防災組織だよりの発行—自主防災組織に参考となる話題、催し物などを掲載し、年2回(7月・12月)発行しています。
- 市事業への参加依頼及び案内等—水防訓練(5月)・総合防災訓練(8月～10月)・消防団ポンプ操法大会(7月)・消防団出初式(1月)・市民防災講演会(3月)
- その他自主防災組織に関する様々な相談に随時応じています。

防災の手引き

平成28年2月

多摩市総務部防災安全課

〒206-8666

多摩市関戸六丁目12番地1

電話 042-375-8111 (代表)

電話 042-338-6802 (直通)

FAX 042-371-2008

Email: tm042000@city.tama.tokyo.jp